

- 米トランプ大統領がイラン核合意からの離脱を表明
- 原油需給懸念や中東情勢の先行き不透明感を背景に、当面、原油価格は高止まりを見込む

## 米トランプ大統領がイラン核合意からの離脱を表明

トランプ大統領は、5月8日、イラン核合意から離脱し、核開発に関連したイランへの経済制裁を再開する方針を表明しました（図表1）。

イラン核合意は、2015年7月に国連安全保障理事会の常任理事国（米国、英国、フランス、ロシア、中国）にドイツを加えた6カ国とイランとの間で成立しました。

しかしながら、トランプ大統領はこの合意が不十分であるとして、欧州諸国にイランとの再交渉を求めています。この合意が、一定期間後にイランの原子力活動を容認する条項を含んでいることや、長距離弾道ミサイルの開発を制限していないことなどがその理由です。

もっとも、米国の核合意離脱方針に対して、制裁対象国のイランは核合意を堅持する姿勢を示しています。英国やフランス、ドイツも核合意を継続する方針で、米国を除くイラン核合意への参加国はイランへの経済制裁を引き続き見送る可能性が高まりつつあります。

## 当面、原油価格は高止まりを見込む

5月8日の原油先物価格は、大幅に下げていたものの、核合意離脱発表を受け、北海ブレントで1バレル=74米ドル台と下げ幅を縮小しました。

原油生産量は、①石油輸出国機構（OPEC）加盟国などによる協調減産に加え、不安定な政情を背景としたベネズエラの生産減少などから、減少しています。

また、過去のイラン制裁時にはイランの原油生産量が日量100万バレル程度減少しました（図表2）。仮に、今回、核合意からの離脱が米国のみにとどまった場合でも、需給懸念には留意が必要です。

さらに、原油価格に大きな影響力を持つサウジアラビアは、国営石油会社サウジアラムコの新規株式公開（IPO）を控え、1バレル=80-100米ドル程度の原油価格を望んでいるようです。

中東では、イランとサウジアラビア・イスラエルとの対立が深まりつつあります。原油需給懸念や中東情勢の先行き不透明感を背景に、当面、原油価格は高止まりと見込みます。

（調査グループ 小澤高典・菅原健一 10時執筆）

巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

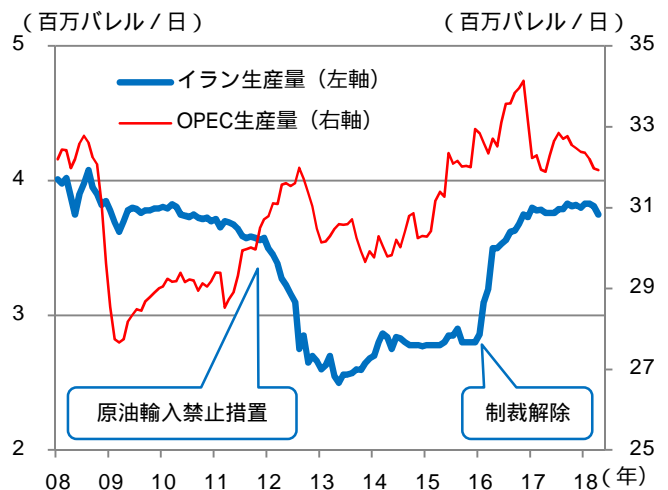
図表1 イラン核合意をめぐる動き

年月日	内容
2013年6月14日	イラン大統領選挙でロウハニ氏が当選
2013年11月24日	米国、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国による暫定合意（核開発能力の削減を条件に、対イラン経済制裁解除）が成立
2015年7月14日	イランと6カ国の間で最終合意成立
2016年1月16日	国際原子力機関の報告を受け、欧米諸国が対イラン経済制裁の解除を宣言
2017年1月20日	トランプ大統領が就任
2018年1月12日	トランプ大統領が参加国に合意内容の見直しを要請。見直しがない場合には、「直ちに離脱する」と警告
2018年5月8日	トランプ大統領がイラン核合意からの離脱を表明

出所：報道等を基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 OPECとイランの原油生産量

2008年1月～2018年4月：月次



出所：ブルームバーグのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.6824%（税込）

上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

##### ■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

### 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
  2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。